えるぼし認定、プラチナえるぼし認定までの流れ

女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定等の取組からえるぼし認定、プラチナえるぼし認定取得の流れは、以下のとおりです。

1　一般事業主行動計画の策定・届出

ステップ１：自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析
ステップ２：一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表
ステップ３：一般事業主行動計画を策定した旨の届出

2　女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、「女性の活躍推進企業データベース」や自社のホームページ等に公表します。
（常時雇用する労働者数が101人以上の事業主は義務、100人以下の事業主は努力義務）

▶　えるぼし認定申請

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。
なお、評価基準を満たす項目数に応じて３段階あります。

※プラチナえるぼし認定を受けるためには、えるぼし認定（３段階のうちのいずれか）を受けている必要があります。

▶　プラチナえるぼし認定申請

えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。